

役員・評議員及び評議員・選任解任委員の
報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍華福祉会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事をいう。

(各会への出席報酬)

第3条 役員、評議員及び選任・解任委員が各会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費及び日当を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の上限)

第7条 各報酬の年度の総額は別表4とする。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1

名 称	報 酬
理事会・評議会 評議員選任・解任委員会	5,000円

別表2

名 称	報 酬	その他
理事長業務報酬等	月額 100,000円	実費
理事業務報酬等	10,000円	実費
監事監査指導報酬等	10,000円	実費

別表3

旅 費	日 当	その他
実 費	10,000円	実費

別表4

名 称	報 酬 総 額
理事報酬	200,000円
監事報酬	100,000円
評議員報酬	100,000円